

大和市告示第72号

大和市立保育所における一時預かり事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年9月11日

大和市長 大 木 哲

大和市立保育所における一時預かり事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市立保育所における一時預かり事業実施要綱（平成23年大和市告示第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中「それぞれ」を削り、同条第1号中「第1条」を「第1条の5各号」に改め、「事由（」の次に「同条」を加え、「」により、継続的に保育が必要となる場合に週3日を限度として」を「以下「該当事由」という。）に該当したことにより、家庭において保育を受けることが継続的に困難となった児童について」に改める。

第7条中「それぞれ」を削り、同条第1号中「当該年度内」を「1週間当たり3日以内の期間」に改め、同条第2号中「連続して30日以内（休業日を除く。）」を「連続する30日（休業日を除く。）以内の期間」に改める。

第8条第2項中「第13条」を「第14条」に改める。

第9条中「非定型定保育」を「非定型的保育」に、「同条第1号に掲げる事由を証明する」を「該当事由のいずれかに該当したことを証する」に改める。

第11条に次の1項を加える。

3 前項の給食に要する費用の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第13条中「第2条第1号に規定する事由」を「該当事由」に改める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。